

記載例

令和 06 年分収支内訳書（不動産所得用）

あなたの本年分の不動産所得の金額の計算内容をこの表に記載して申告書に添付してください。

※「不動産所得の収入の内訳」から書き始めてください。

宇都宮市旭 1-1-5

フリガナ

ウツノミヤ サブ ロウ

依 傍 事 務 所 在

氏 税

理士	(名稱)

電番	等
----	---

令和 7 年 3 月 4 日

(自 1 月 1 日至 12 月 31 日)

(令和六年分以降用)

科 目		金 額	(円)
取 入	貸 料 賃 金	①	140200
金 額	礼 金 ・ 権 利 金 料 ②		
	其 他 の 新 書 換 料 ③		
	名 義 金 料 ④		
	小 計 (②+③) ⑤	140200	
経 費	計 (①+④) ⑥		
	給 料 賃 金 ⑦		
	減 価 償 却 費 ⑧	49500	
	貸 倒 金 ⑨		
費	地 代 家 賃 ⑩		
	借 入 金 利 子 ⑪		
	租 税 公 課 ⑫	24800	
	損 害 保 険 料 ⑬	12300	
土 地 主 要 課 税 金 額	修 繕 費 ⑭	18600	
	⑮		
	雑 費 ⑯		
	小 計 (⑭+⑮) ⑰	55700	
土 地 主 要 課 税 金 額	経 費 ⑱	105500	
	⑲		
	専 従 者 控 除 前 の 所 得 金 額 (⑱-⑲) ⑳	346500	
	専 従 者 控 除 ⑳		
土 地 主 要 課 税 金 額	所 得 金 額 (⑳-㉑) ㉒	346500	
	㉒		
	土 地 主 要 課 税 金 額 (㉒-㉓) ㉔		
	㉔		

○不動産所得の収入の内訳（書ききれないときは、適宜の用紙に
書いて内訳書に添付してください。）

貸家 賃の別	用途 (住宅用、 宅内及び 外等の別)	不動産の所在地	賃借人の住所・氏名	賃貸契約 期 間	貸 面 付 積	本年 中 の 取 入 金 額		保 証 金 敷 (期末残高)
						月 額	年 額	
貸店舗 飲食店	住宅用 以外	宇都宮市 埴田 1-1-1	宇都宮市埴田 1-2-3 橋本 優一	自R6年1月 至R6・12	平方メートル 52.8	70,000 円	840,000 円	
貸店舗	住宅用 以外	宇都宮市 埴田 1-1-2	宇都宮市昭和 1-1-1 佐野 亮	自R6・8 至R6・12	56.1	50,000	250,000	
賃地	住宅用 以外	宇都宮市 昭和 2-1-7	宇都宮市竹林 1030 真岡 義雄	自R6・1 至R6・12	60	26,000	312,000	
				自・ 至・				
				自・ 至・				
				自・ 至・				
				自・ 至・				
				自・ 至・				
				自・ 至・				
				自・ 至・				
				自・ 至・				
計						① 402,000	②	③

○給料賃金の内訳

名		従事	給料賃金	合 計	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
氏		月	円		
賃借している建物等についての の修理や修繕のための費用。					
その他 (人分)					
計	延べ 従事 月数			⑥	<input checked="" type="text"/>

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 月 数
(歳)		月
(歳)		
延べ従事月数		

6.12
(不動産)

◎必要経費の科目の具体例

科 目	具 体 例
給 料 賃 金	⑥ 賃貸している建物などの管理や賃貸料の集金に従事している使用人に支払う給料 ※ 生計を一にする親族に支払った金額は、原則として、必要経費に算入できません。
減 価 償 却 費	⑦ 賃貸している建物、建物付属設備、構築物などの償却費
貸 倒 金	⑧ 既に収入金額とした未収賃貸料（事業として行われる不動産の貸付によるものにかぎる）などのうち、回収不能となった金額
地 代 家 賃	⑨ 賃貸している建物の敷地の地代
借 入 金 利 子	⑩ 賃貸している建物等を取得するための借入金の利子 ※ 借入金の返済額のうち元本に相当する部分の金額は必要経費になりません。
租 税 公 課	⑪ 賃貸している土地、建物等についての固定資産税、事業税、税込経理方式による消費税及び地方消費税の納付税額、不動産取得税、登録免許税、印紙税などの税金 ※ 住民税、所得税、相続税、国民健康保険税、国民年金の保険料、地方税の延滞金・加算金、国税の延滞税・加算税・過怠税、罰金、科料、過料、交通反則金などは必要経費になりません。
損 害 保 険 料	⑫ 賃貸している建物等についての火災保険料
修 繕 費	⑬ 賃貸している建物等についての修繕のための費用 ※ 資産の価値を増したり、使用可能期間を延長したりするような支出は、資本的支出として減価償却資産の取得価格に含めることになります。
雑 費	⑭ 業務上の費用で他の経費に当てはまらない経費

記載例

裏面

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	①取得価額 (償却保証額)	②償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数	③償却率 又は定率	④本年中の償却期間	⑤本年分の普通償却費 (③×④×⑤)	⑥割増(特別)償却費	⑦本年分の償却費合計 (⑤+⑥)	⑧貸付割合	⑨本年分の必要経費算入額 (⑦×⑧)	⑩未償却残高 (期末残高)	摘要
木造・合成樹脂造・飲食店	1	年 月 H18・4	5,800,000 ()	5,220,000	旧定額	20	0.050	12 12	261,000		261,000	100	261,000	906,250	
アスファルト舗装	1	R6・4	2,500,000 ()	2,500,000	定額	10	0.100	9 12	187,500		187,500	100	187,500	2,312,500	
木造・店舗	1	H12・1	5,000,000 ()	250,000	—	—	—	12 12	50,000		50,000	100	50,000	150,000	均等償却
		・	()					12 12							
		・	()					12 12							
		・	()					12 12							
		・	()					12 12							
計									498,500		498,500	⑦	498,500	3,368,750	

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を適用する場合、③欄の「定率法」等があります。

○借入金利子の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金額	中の左のうちの必要経費算入額

計算に使用する償却方法を記入します。償却方法には、「定額法」、「旧定額法」(該当資産の取得年月日により異なります)の他に、税務署に届出した場合に使用できる「定率法」等があります。

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の料・権利	左の賃借料のうち必要経費算入額

表面の「減価償却費」の⑦に転記します。

旧定額法での償却が終了している資産の、残存価格を償却する場合は、「均等償却」と記入します。

○修繕費の内訳

支払先の住所・氏名	工事名又は資材の品名	支払年月日金額	左のうちの必要経費算入額
宇都宮市本町1番地・朝日工業株	屋根の修理	R6・5・1 95,000	95,000
宇都宮市本町3番地・石井工業株	水道修理	R6・6・1 91,000	91,000
		・	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうちの必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

○本年における特殊事情・保証金等の運用状況 (借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合には、その運用状況を記載してください。)

この修繕費の内訳の合計を表面の「修繕費」に転記します。

○貸付不動産の保有状況 (空家(空室)、空地を含めて記入してください。)

用途・種類等	数量	用途・種類等	数量	用途・種類等	数量
住宅用	一戸建棟 一戸建以外室 契約件数件 総面積㎡	住宅用以外 事務所(店舗等)	一戸建棟 一戸建以外室 契約件数件 総面積㎡	駐車場	台
				屋根付	
				青空	

6.12
(不動産)

◎減価償却費の計算 (平成19年3月31日以前に取得した資産と平成19年4月1日以後に取得した資産とで、償却の計算方法が異なります。上記の記載例及び下記の事項をご参照ください。)

ロ 償却の基礎になる金額	次の金額を記入します。 (1) 平成19年3月31日以前に取得した資産(旧定額法) 「取得価額×90%」の金額(ただし、特許権などの無形減価償却資産は、取得価額そのままの金額) (2) 平成19年4月1日以後に取得した資産(定額法) 取得価額そのままの金額
ハ 償却方法	税務署に届け出ている償却方法を記入します。届け出していない場合は定額法になります。
ニ 本年中の償却期間	資産を月の途中で取得や譲渡、取壊しなどをした場合は、その月を1か月として計算します。
ヌ 未償却残高(期末残高)	次の金額を記入します。 (1) 本年中に取得した資産は、イの金額からロの金額を差し引いた金額 (2) 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高(「取得金額-前年末までの償却費の累計」の金額)からロの金額を差し引いた金額
ホ 摘要	次のような場合に並び、それぞれ次のような事項を簡記します。 (1) 取得資産が中古である場合…その旨 (2) 資産を本年中に譲渡や取壊しなどをした場合…その月日、事由など (3) 譲渡や取壊しなどをした資産について本年分の償却を省略した場合…その旨 (4) 被災代替資産等の特別償却の適用を受ける場合…その特例名 (5) 取得価額の95%相当額に達した年分の翌年以後5年間に於いて均等償却を行う場合は、「均等償却」と記入します。

◎主な減価償却資産の耐用年数表 (定額法)

取得年月日が平成19年3月31日以前は旧償却率、平成19年4月1日以後は新償却率で計算してください。

構造・用途	細目	耐用年数	旧償却率	新償却率	構造・用途	細目	耐用年数	旧償却率	新償却率
木造・合成樹脂造のもの	事務所用のもの	24	0.042	0.042		事務所用のもの			
	店舗用・住宅用のもの	22	0.046	0.046		骨格材の肉厚が			
	飲食店用のもの	20	0.050	0.050		①4mmを超えるもの	38	0.027	0.027
木骨モルタル造のもの	事務所用のもの	22	0.046	0.046		②3mmを超え、4mm以下のもの	30	0.034	0.034
	店舗用・住宅用のもの	20	0.050	0.050		③3mm以下のもの	22	0.046	0.046
	飲食店用のもの	19	0.052	0.053		店舗用・住宅用のもの			
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの	50	0.020	0.020		骨格材の肉厚が			
	住宅用のもの	47	0.022	0.022		①4mmを超えるもの	34	0.030	0.030
	飲食店用のもの					②3mmを超え、4mm以下のもの	27	0.037	0.038
	延面積のうちに占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの	34	0.030	0.030		③3mm以下のもの	19	0.052	0.053
	その他のもの	41	0.025	0.025		飲食店用のもの			
	店舗用のもの	39	0.026	0.026		骨格材の肉厚が			
れんが造・石造・ブロック造のもの	事務所用のもの	41	0.025	0.025		①4mmを超えるもの	31	0.033	0.033
	店舗用・住宅用のもの	38	0.027	0.027		②3mmを超え、4mm以下のもの	25	0.040	0.040
	飲食店用のもの	38	0.027	0.027		③3mm以下のもの	19	0.052	0.053